

防衛施設庁告示第九号

防衛省の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める省令（平成十九年内閣府令第三号）に基づき、及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）を実施するため、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則を次のように定める。

平成十九年八月二十日

防衛施設庁長官 北原 巖男

改正 平成二十七年四月十日 防衛省告示第七十七号

改正 令和二年十二月二十八日 防衛省告示第二百七十三号

改正 令和五年三月三十一日 防衛省告示第六十九号

改正 令和六年八月一日 防衛省告示第百八十七号

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則

（通則）

第一条 防衛省の所管に係る補助金等のうち、防衛施設周辺地域の生活環境等の整備に係る補助金等の交付に関しては、他の法令に特別の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において、「補助金等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」又は「間接補助事業者等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業者等、補助事業者等、間接補助金等又は間接補助事業者等をいう。

(補助金等の交付の申請の手續等)

第三条 法第五条の申請は、補助金等の種類により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。第九条において「令」という。）第三条第一項第五号及び同条第二項第六号の規定により記載する事項並びに同条第三項の規定により省略することができ、事項及び添付書類に応じて別に定める補助金等交付申請書及び添付書類を、補助金等の交付の申請をしようとする者の住所の所在地を管轄する地方防衛局長（当該所在地が東海防衛支局の管轄区域内にある場合にあつては東海防衛支局長。以下同じ。）に提出して行わなければならない。

2 前項に規定する補助金等交付申請書を提出する時期は、これを公示する場合を除き、補助金等の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

(補助金等の交付の条件)

第四条 地方防衛局長は、補助金等の交付の決定をする場合には、次に掲げる事項について条件を付

するものとする。

一 補助事業者等は、補助事業等に要する経費の配分、補助事業等の内容その他補助事業等の計画を変更する場合（別に定める軽微な変更を除く。）には、別に定めるところにより、補助事業等計画変更承認申請書を地方防衛局長に提出し、その承認を受けること。

二 補助事業者等は、補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、地方防衛局長の承認を受けること。

三 補助事業者等は、補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに地方防衛局長に報告し、その指示を受けること。

四 補助事業者等が、地方公共団体である場合には、補助事業等に係る国の補助金等と当該補助事業等に係る地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした別記様式による調書を作成してこれを保管しておくこと。

五 補助事業者等が、地方公共団体以外の者である場合には、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度から五年間保存しておくこと。

六 補助事業者等は、国から前金払又は概算払により間接補助金等に係る補助金等の交付を受けた場合には、遅滞なく、当該前金払又は概算払を受けた補助金等の額に相当する額を、間接補助事業者等

に交付すること。

七 補助事業者等は、補助事業等に係る間接補助金等の交付の決定をする場合には、地方防衛局長が補助金等の交付の決定に付した条件を履行するために必要な条件を付すること。

2 地方防衛局長は、前項に定めるもののほか、補助金等の交付の決定をする場合において、補助事業等の目的及び内容に応じて必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について条件を付するものとする。

一 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

二 前号に掲げる事項のほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要と認める事項

（申請の取下げ）

第五条 法第九条第一項に規定する各省各庁の長の定める期日は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から起算して三十日を経過した日とする。ただし、地方防衛局長が特に必要と認める場合には、この期日を繰り上げることがある。

2 法第九条第一項の規定による申請の取下げは、地方防衛局長に対して文書により行わなければならない。

（状況報告）

第六条 法第十二条の規定による報告は、別に定めるところにより、当該補助事業等に係る契約状況及び補助事業等の着手年月日等を記載した補助事業等着手報告書又は補助事業等の進捗状況等を記載した補助事業等遂行状況報告書を地方防衛局長に提出して行わなければならない。

（実績報告）

第七条 法第十四条の規定による報告は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）には、完了の日（廃止の承認を受けた日を含む。以下この条において同じ。）から起算して一月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の四月十日のいずれか早い日までに、補助事業等が完了せず国の会計年度が終了した場合には、当該会計年度の翌年度の四月三十日までに、別に定める補助事業等実績報告書及び添付書類を地方防衛局長に提出して行わなければならない。ただし、地方防衛局長は、この期日によることが困難な特別の理由があると認めた場合には、報告の期日を繰り下げることがある。

（補助金等の返還の期限）

第八条 法第十八条第一項の期限は、補助金等の交付の決定の取消しの決定があった日から起算して二十日以内で地方防衛局長が定める日とする。

2 法第十八条第二項の期限は、補助金等の額の確定があった日から起算して二十日以内で地方防衛局長が定める日とする。ただし、補助事業者等が地方公共団体であつて、補助金等の返還のための予

算措置について議会の承認を必要とする場合でこれより難いときには九十日以内で地方防衛局長が定める日とする。

（処分の制限を受ける期間）

第九条 令第十四条第一項第二号の規定により定める期間は、別表に掲げるとおりとする。

#### 附 則

1 この規則は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十号）の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

2 防衛施設庁補助金等交付規則（昭和三十八年防衛施設庁告示第三号）は、廃止する。

3 この規則の規定は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第六条の規定による再編交付金の交付その他の駐留軍等の再編の実施に当たっての特別の措置について適用する。この場合において、第一条中「生活環境等の整備」とあるのは「駐留軍等の再編の実施に当たっての特別の措置」と読み替えるものとする。

附 則（令和六年八月一日防衛省告示第百八十七号）

この告示は、公布の日から施行し、令和六年度以降の年度分の補助金等に係る財産及び令和五年度以前の年度分の補助金等に係る財産（当該補助金等の交付の決定をしたときに、処分制限期間が定められているものであつて、この告示の施行の日において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十二条の規定に基づく目的に反する使用、譲渡、交換又は貸付の承認を受けていないものに限る。）に適用する。この場合において、当該財産に係る補助金等が廃止されている場合にあつては、当該補助金等を別表の補助金等の名称の欄に掲げる補助金等とみなし、令和五年度以前の年度分の補助金等に係る財産に係るこの告示の施行前の処分制限期間が当該財産に係るこの告示の施行後の処分制限期間より短いものについては、なお従前の例による。

別表（第九条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制 限期間
補助金 防止対策事業費 教育施設等騒音 補助金	種類	財産の名称、構造等	（年）
<p>障害防止対策事 業費補助金</p> <p>建物</p> <p>鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用 のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造 内装部分の面積が三割を超えるもの</p>			<p>五十</p> <p>四十七</p> <p>三十四</p>

施設周辺整備助成補助金	その他のもの	四十一
道路改修等事業費補助金	旅館用又はホテル用のもの	
施設周辺整備統合事業費補助金	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三十一
	その他のもの	三十九
	店舗用のもの	三十九
	病院用のもの	三十九
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三十八
	公衆浴場用のもの	三十一
金	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体	

特別行動委員会
関係障害防止対
策事業費補助金
特別行動委員会
関係教育施設等
騒音防止対策事
業費補助金
特別行動委員会
関係施設周辺整
備助成補助金

<p>又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>倉庫事業の倉庫用のもの</p> <p>冷蔵倉庫用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>三十一</p> <p>三十一</p> <p>三十一</p> <p>三十一</p> <p>三十一</p> <p>三十八</p>
れんが造、石造又はブロック造のもの	

特別行動委員会
関係道路改修等
事業費補助金
特別行動委員会
関係特定防衛施
設周辺整備調整
交付金
沖縄米軍基地所
在市町村活性化
特別事業費補助
金

事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四十一
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三十八
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三十八
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三十六
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三十四
公衆浴場用のもの	三十
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用の	

沖縄北部特別振  
興対策事業費補  
助金

<p>もの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。） 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置 するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受ける もの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの</p>	<p>二十二 二十八 二十 三十 三十四</p>
<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限 る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p>	<p>三十八</p>

---

---

---

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの

三十四

飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの

三十一

変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの

三十一

旅館用、ホテル用又は病院用のもの

二十九

公衆浴場用のもの

二十七

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素

<p>の放射線を直接受けるもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>倉庫事業の倉庫用のもの</p> <p>冷蔵倉庫用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二十</p> <p>二十五</p> <p>十九</p> <p>二十六</p> <p>三十一</p>
<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p>	<p>三十</p>

---

---

---

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二五
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二四
公衆浴場用のもの	一九
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体 又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一五

---

<p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置      するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受ける      もの      その他のもの</p>	<p>二十九      二十四</p>
<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る      。）      事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの      店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用の      もの      飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用      のもの      変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫</p>	<p>二十二      十九      十九</p>

<p>用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p>	<p>十九</p>
<p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p>	<p>十七</p>
<p>公衆浴場用のもの</p>	<p>十五</p>
<p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p>	<p>十二</p>
<p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの</p>	<p>十二</p>
<p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p>	<p>十四</p>
<p>その他のもの</p>	<p>十七</p>

---

---

---

木造又は合成樹脂造のもの

事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの

二十二

飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの

二十

変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの

十七

旅館用、ホテル用又は病院用のもの

十七

公衆浴場用のもの

十二

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体

<p>又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>木骨モルタル造のもの</p> <p>事務所又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p>
<p>九</p> <p>十一</p> <p>十五</p>	<p>二十二</p> <p>二十</p> <p>十九</p>

---

---

---

変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	十五
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	十五
公衆浴場用のもの	十一
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	七
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	十
その他のもの	十四

---

		建物附 属設備	
冷房、暖房、 通風又はボイラー設備	給排水又は衛生設備及びガス設備	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	簡易建物 木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの
	十五	十五 六	七 十

<p>冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの</p>	<p>昇降機設備 エレベーター エスカレーター</p>	<p>消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備</p>	<p>エヤーカーテン又はドア自動開閉設備</p>	<p>アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの</p>
<p>十三 十五</p>	<p>十七 十五</p>	<p>八</p>	<p>十二</p>	<p>十五</p>

構築物				
鉄道業用又は軌道業用のもの	<p>前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>可動間仕切り 簡易なもの その他のもの</p>	<p>店用簡易装備</p>	<p>その他のもの</p>
	<p>十 十八</p>	<p>十五 三</p>	<p>三</p>	<p>八</p>

---

---

---

軌条及びその附属品

まくら木

木製のもの

コンクリート製のもの

金属製のもの

分岐器

通信線、信号線及び電灯電力線

信号機

送配電線及びき電線

電車線及び第三軌条

帰線ボンド

電線支持物（電柱及び腕木を除く。）

木柱及び木塔（腕木を含む。）

---

二十

八

二十

二十

十五

三十

三十

四十

二十

五

三十

---

---

---

---

架空索道用のもの

その他のもの

前掲以外のもの

線路設備

軌道設備

道床

その他のもの

土工設備

橋りょう

鉄筋コンクリート造のもの

鉄骨造のもの

その他のもの

トンネル

---

十五

二十五

六十

十六

五十七

五十

四十

十五

---



	<p>道床</p> <p>土工設備</p> <p>橋りょう</p> <p>鉄筋コンクリート造のもの</p> <p>鉄骨造のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>トンネル</p> <p>鉄筋コンクリート造のもの</p> <p>れんが造のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>
<p>発電用又は送配電用のもの</p>	<p>六十</p> <p>五十</p> <p>五十</p> <p>六十</p> <p>四十</p> <p>十五</p> <p>六十</p> <p>三十五</p> <p>三十</p> <p>三十</p> <p>三十</p>

---

---

---

小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）

三十

その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。

）

五十七

汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）

四十一

送電用のもの

地中電線路

二十五

塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線

三十六

配電用のもの

鉄塔及び鉄柱

五十

鉄筋コンクリート柱

四十二

木柱

十五

---

	<p>電気通信事業用のもの</p> <p>通信ケーブル</p> <p>ファイバー製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>地中電線路</p> <p>その他の線路設備</p>	<p>配電線</p> <p>引込線</p> <p>添架電話線</p> <p>地中電線路</p>
<p>放送用又は無線通信用のもの</p>	<p>十</p> <p>十三</p> <p>二十七</p> <p>二十一</p>	<p>三十</p> <p>二十</p> <p>三十</p> <p>二十五</p>

<p>鉄塔及び鉄柱</p> <p>円筒空中線式のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>鉄筋コンクリート柱</p> <p>木塔及び木柱</p> <p>アンテナ</p> <p>接地線及び放送用配線</p>	<p>農林業用のもの</p> <p>主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの</p> <p>果樹棚又はホップ棚</p> <p>その他のもの</p>
<p>三十</p> <p>四十</p> <p>四十二</p> <p>十</p> <p>十</p> <p>十</p>	<p>十四</p> <p>十七</p>

<p>主として金属造のもの 主として木造のもの 土管を主としたもの その他のもの</p>	<p>広告用のもの 金属造のもの その他のもの</p>	<p>競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの もの</p>
<p>十四 五 十 八</p>	<p>二十 十</p>	<p>四十五</p>

主として鉄骨造のもの	三十
主として木造のもの	十
競輪場用競走路	
コンクリート敷のもの	十五
その他のもの	十
ネット設備	十五
野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水	
その他の土工施設	三十
水泳プール	三十
その他のもの	
児童用のもの	
すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	十

<p>その他のもの  その他のもの  主として木造のもの  その他のもの</p>	<p>緑化施設及び庭園  工場緑化施設  その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）</p>	<p>舗装道路及び舗装路面  コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの  アスファルト敷又は木れんが敷のもの</p>
<p>十五  十五  三十</p>	<p>七  二十</p>	<p>十  十五</p>

<p>ビチューマルス敷のもの</p>	<p>三</p>
<p>鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）</p>	
<p>水道用ダム</p>	<p>八十</p>
<p>トンネル</p>	<p>七十五</p>
<p>橋</p>	<p>六十</p>
<p>岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波</p>	
<p>堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム</p>	<p>五十</p>
<p>乾ドック</p>	<p>四十五</p>
<p>サイロ</p>	<p>三十五</p>
<p>下水道、煙突及び焼却炉</p>	<p>三十五</p>
<p>高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい</p>	<p>三十</p>

<p>爆発物用防壁及び防油堤</p> <p>造船台</p> <p>放射性同位元素の放射線を直接受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）</p> <p>やぐら及び用水池</p> <p>サイロ</p> <p>岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう</p> <p>下水道、飼育場及びへい</p> <p>爆発物用防壁</p>
<p>二十五</p> <p>二十四</p> <p>十五</p> <p>六十</p>	<p>四十</p> <p>三十四</p> <p>三十</p> <p>十五</p> <p>十三</p>

<p>石造のもの（前掲のものを除く。）</p>	<p>れんが造のもの（前掲のものを除く。）</p> <p>防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル</p> <p>煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁</p> <p>塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気</p> <p>体の影響を受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>引湯管</p> <p>鉱業用廃石捨場</p> <p>その他のもの</p>
	<p>五十</p> <p>七</p> <p>二十五</p> <p>四十</p>	<p>十</p> <p>五</p> <p>四十</p>

<p>岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池</p> <p>乾ドック</p> <p>下水道、へい及び爆発物用防壁</p> <p>その他のもの</p>	<p>五十</p> <p>四十五</p> <p>三十五</p> <p>五十</p>
<p>土造のもの（前掲のものを除く。）</p> <p>防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道</p> <p>上水道及び用水池</p> <p>下水道</p> <p>へい</p> <p>爆発物用防壁及び防油堤</p> <p>その他のもの</p>	<p>四十</p> <p>三十</p> <p>十五</p> <p>二十</p> <p>十七</p> <p>四十</p>

<p>金属造のもの（前掲のものを除く。）</p>	<p>橋（はね上げ橋を除く。）</p>	<p>はね上げ橋及び鋼矢板岸壁</p>	<p>サイロ</p>	<p>送配管</p>	<p>鑄鉄製のもの</p>	<p>鋼鉄製のもの</p>	<p>ガス貯そう</p>	<p>液化ガス用のもの</p>	<p>その他のもの</p>	<p>薬品貯そう</p>	<p>塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無</p>
	<p>四十五</p>	<p>二十五</p>	<p>二十二</p>		<p>三十</p>	<p>十五</p>		<p>十</p>	<p>二十</p>		

機酸用のもの	八
有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	十
アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	十五
水そう及び油そう	
鑄鉄製のもの	二十五
鋼鉄製のもの	十五
浮きドック	二十
飼育場	十五
つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガード	
レール	十
露天式立体駐車設備	十五
その他のもの	四十五

<p>合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）</p>	<p>木造のもの（前掲のものを除く。）</p> <p>橋、塔、やぐら及びドック</p> <p>岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい</p> <p>飼育場</p> <p>その他のもの</p>	<p>前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの</p> <p>主として木造のもの</p> <p>その他のもの</p>
<p>十</p>	<p>十五 七 十</p>	<p>十五 十五 五十</p>

	船舶
船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船	
漁船	
総トン数が五百トン以上のもの	十二
総トン数が五百トン未満のもの	九
油そう船	
総トン数が二千トン以上のもの	十三
総トン数が二千トン未満のもの	十一
薬品そう船	
その他のもの	
総トン数が二千トン以上のもの	十五
総トン数が二千トン未満のもの	

<p>船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック</p>	<p>船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船          漁船          薬品そう船          その他のもの</p>	<p>しゅんせつ船及び砂利採取船          カーフェリー          その他のもの</p>
	<p>九</p>	<p>十 八 六</p>	<p>十 一 十四</p>

船	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト	<p>その他のもの</p> <p>鋼船</p> <p>しゅんせつ船及び砂利採取船</p> <p>発電船及びとう載漁船</p> <p>ひき船</p> <p>その他のもの</p> <p>木船</p> <p>とう載漁船</p>
七	八	七 八 十 十二 四

	航空機
<p>しゅんせつ船及び砂利採取船</p> <p>動力漁船及びひき船</p> <p>薬品そう船</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>モーターボート及びびとう載漁船</p> <p>その他のもの</p>	<p>飛行機</p> <p>主として金属製のもの</p> <p>最大離陸重量が百三十トンを超えるもの</p> <p>最大離陸重量が百三十トン以下のもので、五・七トンを超えるもの</p>
五 六 七 八	十 八

具 び運搬			
車両及			
貨車	内燃動車（制御車及び附随車を含む。）	鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。）	電気又は蒸気機関車
高圧ポンベ車及び高圧タンク車		その他のもの	その他のもの
		ヘリコプター及びグライダー	
		その他のもの	
十	十一	五	五
	十三		
	十八		
			最大離陸重量が五・七トン以下のもの
			その他のもの
			五
			五

<p>薬品タンク車及び冷凍車</p> <p>その他のタンク車及び特殊構造車</p> <p>その他のもの</p> <p>線路建設保守用工作車</p> <p>鋼索鉄道用車両</p> <p>架空索道用搬器</p> <p>閉鎖式のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>無軌条電車</p> <p>その他のもの</p>	<p>十二</p> <p>十五</p> <p>二十</p> <p>十</p> <p>十五</p> <p>十</p> <p>五</p> <p>八</p> <p>二十</p>
<p>特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を除く。）</p>	

<p>消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車</p> <p>モータースイーパー及び除雪車</p> <p>タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの</p> <p>小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>四 五</p>
<p>運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）</p> <p>自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）</p>	<p>四 三</p>

<p>小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）</p> <p>その他のもの</p> <p>大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）</p> <p>その他のもの</p> <p>乗合自動車</p> <p>自転車及びリヤカー</p> <p>被けん引車その他のもの</p>	<p>前掲のもの以外のもの</p> <p>自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）</p> <p>小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）</p>
<p>三</p> <p>五</p> <p>四</p> <p>五</p> <p>二</p> <p>四</p>	<p>四</p>

---

---

---

その他のもの

貨物自動車

ダンプ式のもの

その他のもの

報道通信用のもの

その他のもの

二輪又は三輪自動車

自転車

鉱山人車、炭車、鉱車及び台車

金属製のもの

その他のもの

フォークリフト

トロツコ

			工具	
ロール 金属圧延用のもの なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの		治具及び取付工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	金属製のもの その他のもの その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの
三	四	三	五	四 七 三 五

<p>型（型枠を含む。）、鍛圧工具及び打抜工具  プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型  その他のもの</p>	<p>三 二</p>
<p>切削工具</p>	<p>二</p>
<p>金属製柱及びカッペ</p>	<p>三</p>
<p>活字及び活字に常用される金属  購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。）  自製活字及び活字に常用される金属</p>	<p>八 二</p>

<p>器具及び備品</p>		
<p>家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 事務机、事務いす及びキャビネット</p>	<p>前掲の区分によらないもの 白金ノズル その他の主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>前掲のもの以外のもの 白金ノズル その他のもの</p>
	<p>四 八 十三</p>	<p>三 十三</p>

---

---

---

主として金属製のもの

その他のもの

応接セット

接客業用のもの

その他のもの

ベッド

児童用机及びいす

陳列だな及び陳列ケース

冷凍機付又は冷蔵機付のもの

その他のもの

その他の家具

接客業用のもの

その他のもの

---

十五

八

五

八

八

五

六

八

五

---

---

---

---

主として金属製のもの

その他のもの

ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器

冷房用又は暖房用機器

電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器

氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）

カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品

じゅうたんその他の床用敷物

小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの

その他のもの

---

十五

八

五

六

六

四

三

三

六

---



その他のもの	五
電子計算機	四
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四
その他のもの	五
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイム	五
レコーダーその他これらに類するもの	五
その他の事務機器	五
テレタイプライター及びファクシミリ	五
インターホーン及び放送用設備	六
電話設備その他の通信機器	六
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六
その他のもの	十

<p>時計、試験機器及び測定機器</p> <p>時計</p> <p>度量衡器</p> <p>試験又は測定機器</p>	<p>光学機器及び写真製作機器</p> <p>オペラグラス</p> <p>カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡</p> <p>引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器</p>	<p>看板及び広告器具</p> <p>看板、ネオンサイン及び気球</p> <p>マネキン人形及び模型</p>
<p>五 五 十</p>	<p>八 五 二</p>	<p>二 三</p>

<p>その他のもの</p> <p>主として金属製のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>容器及び金庫</p> <p>ポンプ</p> <p>溶接製のもの</p> <p>鍛造製のもの</p> <p>塩素用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ドラムかん、コンテナーその他の容器</p> <p>大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>
<p>五十</p>	<p>七 十 八 六</p>

<p>金属製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>金庫</p> <p>手さげ金庫</p> <p>その他のもの</p>	<p>理容又は美容機器</p>	<p>医療機器</p> <p>消毒殺菌用機器</p> <p>手術機器</p> <p>血液透析又は血しょう交換用機器</p> <p>ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器</p>
<p>三</p> <p>二</p> <p>五</p> <p>二十</p>	<p>五</p>	<p>四</p> <p>五</p> <p>七</p> <p>六</p>

---

---

---

調剤機器

歯科診療用ユニット

光学検査機器

ファイバースコープ

その他のもの

その他のもの

レントゲンその他の電子装置を使用する機器

移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器

その他のもの

その他のもの

陶磁器製又はガラス製のもの

主として金属製のもの

その他のもの



<p>前掲のもの以外のもの</p> <p>映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード</p> <p>シート及びロープ</p>	<p>生物</p> <p>植物</p> <p>貸付業用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>動物</p> <p>魚類</p> <p>鳥類</p> <p>その他のもの</p>
<p>二</p> <p>二</p>	<p>八</p> <p>四</p> <p>二</p> <p>十五</p> <p>二</p>

<p>         きのこ栽培用ほだ木          漁具          葬儀用具          楽器          自動販売機（手動のものを含む。）          無人駐車管理装置          焼却炉          その他のもの          主として金属製のもの          その他のもの       </p>	<p>         三          三          三          五          五          五          五          十          五       </p>
<p>         前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの       </p>	

			機械及 び装置	
その他の設備	その他の設備	黒鉛化炉	炭素繊維製造設備	繊維工業用設備
			飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	
			食料品製造業用設備	
				主として金属製のもの その他のもの
七	七	三	十	十
				八 十五

<p>木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備</p>	<p>家具又は装備品製造業用設備</p>	<p>パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備</p>	<p>印刷業又は印刷関連業用設備</p> <p>デジタル印刷システム設備</p> <p>製本業用設備</p> <p>新聞業用設備</p> <p>モノタイプ、写真又は通信設備</p> <p>その他の設備</p> <p>その他の設備</p>
<p>八</p>	<p>十一</p>	<p>十二</p>	<p>四 七 三 十 十</p>

<p>石油製品又は石炭製品製造業用設備</p>	<p>化学工業用設備</p> <p>臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備</p> <p>塩化りん製造設備</p> <p>活性炭製造設備</p> <p>ゼラチン又はにかわ製造設備</p> <p>半導体用フォトレジスト製造設備</p> <p>フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備</p> <p>その他の設備</p>
<p>七</p>	<p>八 五 五 五 五 四 五</p>

<p>プラスチック製品製造業用設備（他の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>ゴム製品製造業用設備</p>	<p>なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備</p>	<p>窯業又は土石製品製造業用設備</p>	<p>鉄鋼業用設備</p> <p>表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備</p> <p>純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備</p>
<p>八</p>	<p>九</p>	<p>九</p>	<p>九</p>	<p>五</p> <p>九</p>

<p>金属製品製造業用設備</p> <p>金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備</p> <p>その他の設備</p>	<p>非鉄金属製造業用設備</p> <p>核燃料物質加工設備</p> <p>その他の設備</p>	<p>十 六</p>
<p>はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用</p>	<p>七 十一</p>	<p>その他の設備</p> <p>十四</p>

<p>に供されるものをいう。) 製造業用設備 (電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備の項及び情報通信機械器具製造業用設備の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>生産用機械器具 (物の生産の用に供されるものをいう。) 製造業用設備 (業務用機械器具製造業用設備の項及び電気機械器具製造業用設備の項に掲げるものを除く。)</p> <p>金属加工機械製造設備</p> <p>その他の設備</p>	<p>十二</p>
<p>業務用機械器具 (業務用又はサービスの生産の用に供されるもの (これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。))</p> <p>をいう。) 製造業用設備 (はん用機械器具製造業用設備の項、電</p>	<p>十二</p> <p>九</p>	<p>十二</p>

<p>情報通信機械器具製造業用設備</p>	<p>電気機械器具製造業用設備</p>	<p>電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備  光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備  プリント配線基板製造設備  フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備  その他の設備</p>	<p>気機械器具製造業用設備の項及び輸送用機械器具製造業用設備の項に掲げるものを除く。）</p>
<p>八</p>	<p>七</p>	<p>八 五 六 六</p>	<p>七</p>

水産養殖業用設備	漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	林業用設備	農業用設備	その他の製造業用設備	輸送用機械器具製造業用設備
五	五	五	七	九	九

<p>           鉱業、採石業又は砂利採取業用設備            石油又は天然ガス鉱業用設備            坑井設備            掘さく設備            その他の設備            その他の設備         </p>	<p>           総合工事業用設備         </p>	<p>           電気業用設備            電気業用水力発電設備            その他の水力発電設備            汽力発電設備         </p>
<p>           三            六            十二            六         </p>	<p>           六         </p>	<p>           二十二            二十            十五         </p>

<p>内燃力又はガスタービン発電設備</p> <p>送電又は電気業用変電若しくは配電設備</p> <p>需要者用計器</p> <p>柱上変圧器</p> <p>その他の設備</p> <p>鉄道又は軌道業用変電設備</p> <p>その他の設備</p> <p>主として金属製のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>ガス業用設備</p> <p>製造用設備</p> <p>供給用設備</p>
<p>十五</p> <p>十五</p> <p>十八</p> <p>二十二</p> <p>十五</p> <p>十七</p> <p>八</p>	<p>十</p>

<p>水道業用設備</p>	<p>熱供給業用設備</p>	<p>           鑄鉄製導管            鑄鉄製導管以外の導管            需要者用計量器            その他の設備            その他の設備            主として金属製のもの            その他のもの         </p>	<p>通信業用設備</p>
<p>十八</p>	<p>十七</p>	<p>           八            十七            十五            十三            十三            二十二         </p>	<p>九</p>

倉庫業用設備	道路貨物運送業用設備	鉄道業用設備 自動改札装置 その他の設備	映像、音声又は文字情報制作業用設備	放送業用設備
十二	十二	十二 五	八	六

<p>その他の小売業用設備 ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 その他の設備</p>	<p>飲食料品小売業用設備</p>	<p>建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備 石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そをを除く。） その他の設備</p>	<p>飲食料品卸売業用設備</p>	<p>運輸に附帯するサービス業用設備</p>
<p>八</p>	<p>九</p>	<p>八 十三</p>	<p>十</p>	<p>十</p>

<p>主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。） 計量証明業用設備 その他の設備</p>	<p>宿泊業用設備</p>	<p>飲食店業用設備</p>	<p>洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備</p>
<p>八 十七</p>	<p>八 十四</p>	<p>十</p>	<p>八</p>	<p>十三</p>

<p>教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備</p> <p>教習用運転シミュレータ設備</p> <p>その他の設備</p>	<p>その他の生活関連サービス業用設備</p> <p>娯楽業用設備</p> <p>映画館又は劇場用設備</p> <p>遊園地用設備</p> <p>ボウリング場用設備</p> <p>その他の設備</p> <p>主として金属製のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>六</p>
<p>五</p>	<p>八 十七 十三 七 十一</p>	<p>六</p>

<p>主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>自動車整備業用設備</p>	<p>その他のサービス業用設備</p>	<p>前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 機械式駐車設備 ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの</p>
<p>八 十七</p>	<p>十五</p>	<p>十二</p>	<p>八 十 八 十七</p>

						無形減	価償却	資産
意匠権	実用新案権	特許権	水利権	ダム使用権	漁業権			
七	五	八	二十	五十五	十			

<p>営業権</p>	<p>育成者権 種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第二項に規定する品 種 その他</p>	<p>ソフトウェア 複写して販売するための原本 その他のもの</p>	<p>商標権</p>
<p>五</p>	<p>八 十</p>	<p>五 三</p>	<p>十</p>

生物						
牛	電気通信施設利用権	工業用水道施設利用権	水道施設利用権	電気ガス供給施設利用権	鉄道軌道連絡通行施設利用権	専用側線利用権
	二十	十五	十五	十五	三十	三十

<p>繁殖用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）</p> <p>役肉用牛</p> <p>乳用牛</p> <p>種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）</p> <p>その他用</p>	<p>馬</p> <p>繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）</p> <p>種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種</p>
<p>六 四 四 六</p>	<p>六</p>

<p>豚</p>	<p>おす馬に限る。 競走用 その他用</p>	<p>三</p>	<p>八 四 六</p>
<p>綿羊及びやぎ 種付用 その他用</p>	<p>かんきつ樹 温州みかん その他</p>	<p>六 四</p>	<p>三</p>
<p>三十</p>	<p>二十八</p>	<p></p>	<p></p>

---

---

桃樹	なし樹	その他	ぶどう樹 温室ぶどう	その他	りんご樹 わい化りんご
十五	二十六	十五	十二	二十九	二十

---

---

すもも樹	あんず樹	かき樹	梅樹	くり樹	びわ樹	桜桃樹
十六	二十五	三十六	二十五	二十五	三十	二十一

---

---

オリーブ樹	茶樹	パイナップル	ブルーベリー樹	キウイフルーツ樹	いちじく樹
二十五	三十四	三	二十五	二十二	十一

---

---

もう宗竹	こうぞ	みつまた	こりやなぎ	桑樹 立て通し 根刈り、中刈り、高刈り	つばき樹
二十	九	五	十	九 十八	二十五

資産	価償却	止用減	公害防				
	機械及び装置		構築物	ホップ	まおらん	ラミー	アスパラガス
	五		十八	九	十	八	十一

			開発研	究用減	価償却	資産
			建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備		
		構築物				
		風どう、試験水そう及び防壁				
		ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの				
工具						
	四	七	五			五

ソフトウェア	<p>機械及び装置</p> <p>汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>器具及び備品</p> <p>試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡</p>
三	四 七	四

(別記)  
様式(第四条関係)

令和 年度  
防衛省 所管

調書

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算額	収入額	科目	予算額	うち国庫補助金相当額	支出額	うち国庫補助金相当額	
(項)	円	%		円	円		円	円	円	円	
(目)											
(目の細分)											

記入要領

- 1 標題には目の細分名を記入のこと。例 教育施設等騒音防止対策事業費補助金調書
- 2 地方公共団体の歳入及び歳出の科目は、款・項・目・節を記入すること。
- 3 予算現額欄には、歳入に当っては当初予算額の追加更正予算額等の区分を、歳出に当たっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額流用増減の区分を明らかにして記入すること。
- 4 備考欄には参考となるべき事項を適宜記入すること。